

長浜市農地ニーズマッチング支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の有効利用、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進に寄与するとともに、遊休農地及び耕作放棄地の発生防止及び解消を図るため、農地の貸借に係る情報を収集し、提供する長浜市農地ニーズマッチング支援事業（以下「マッチング事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 長浜市内の市街化区域外の農地であり、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により当該農地の譲渡又は貸出を行うことができる者をいう。
- (3) 登録農地情報 譲渡又は貸出を希望する農地の所在、面積、地目、希望賃料、耕作状況、現況写真等の情報
- (4) 登録者情報 所有者等の住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (5) 農地利用希望者情報 農地の譲受又は借受けを希望する者の住所、氏名、連絡先、希望条件等の情報で、個人が特定されるもの

(農地の登録)

第3条 農地ニーズマッチング台帳に農地の登録を希望する者は、農地情報登録申請書（様式第1号）を長浜市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めた農地にかかる登録農地情報及び登録者情報（以下「農地情報等」という。）を農地ニーズマッチング台帳に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等を登録しない。

- (1) 農地の所有者以外の者から申請されたとき。
- (2) 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合に、その者の同意がないとき。
- (3) 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと判断した場合。

3 会長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の通知を受けた申請者（以下「農地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、農地情報等登録変更届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(農地情報等の抹消)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等を農地ニーズマッチング台帳から抹消するものとする。

- (1) 農地登録者から農地情報等登録抹消届(様式第3号)の提出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると会長が認めるとき。

(登録農地情報の公開)

第6条 第3条第2項の規定により農地ニーズマッチング台帳に登録された登録農地情報は、農業委員会事務局及び長浜市ホームページで公開するものとする。

(利用申請等)

第7条 農地ニーズマッチング台帳に登録された農地(以下「登録農地」という。)の譲受け又は借受けを希望する者(以下「農地利用希望者」という。)は、農地利用希望申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合において、農地利用希望者が、耕作する農地を適正に管理することができ、かつ、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たしていると認めたときは、当該農地の農地登録者に農地利用希望者の情報を提供する。
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定により許可することができる見込みがある者
 - (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
 - (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権の設定ができる見込みがある者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認めたる者

(農地利用希望者情報の通知)

第8条 会長は、前条の申請があった場合は、農地利用希望者情報通知書(様式第5号)により、農地登録者に通知するものとする。

(協議・契約)

第9条 農地登録者は、前条の通知を受けた後、概ね一月以内に農地利用希望者と農地の利用に関する協議を開始し、協議結果を農地利用協議結果報告書(様式第6号)により会長へ報告するものとする。ただし、農地利用希望者と協議をしないこととしたときは、速やかに協議を開始しない旨の報告書(様式第7号)により、会長に報告しなければならない。

- 2 登録農地の売買又は貸借条件に関する協議及び契約の締結は、農地登録者及び農地利用希望者(以下「当事者」という。)間で実施するものとする。
- 3 前項に係る疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、会長は、これらに一切関与しないものとする。

4 売買又は貸借が成立した当事者は、農地法等に基づく必要な手続を速やかに行わなければならない。

(農地の維持管理)

第10条 登録農地に関する売買又は貸借が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、農地登録者が行うものとする。

(農地転用の制限)

第11条 マッチング事業を利用して農地を譲り受け又は借り受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 当事者は、マッチング事業において知り得た個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄又は消去すること。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。